

平成27年8月27日
JAバンク新潟県信連

国家戦略特区における指定金融機関の指定について

JAバンク新潟県信連は、平成27年8月7日付で内閣総理大臣より「国家戦略特別区域における指定金融機関」として指定を受けましたのでお知らせいたします。

これにより、特定事業を行う事業者が、国家戦略特区支援利子補給金交付要綱にもとづき当会より借入をする場合、金利負担の軽減を受けられることになりました。

当会では、今後も様々な枠組みを活用しながら、引き続き地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1 「国家戦略特区」とは

国が成長戦略の柱として掲げる経済特区で、平成26年3月に新潟市は「革新的農業実践特区」に選定されており、農業の生産性向上および農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点形成と農業分野の創業、雇用拡大を目指しています。

2 「指定金融機関」について

国家戦略特別区域内において特定事業を行うために必要な資金の貸付けを適正に実施する金融機関として、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関を指します。

3 「国家戦略特区支援利子補給金」制度

国家戦略特別区域内において、特定の事業者が特定事業の実施に必要な借入を行う場合、国が指定金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給し、金利負担の軽減を図るものです。

支給期間	金融機関が資金の貸付を行った日から起算して5年間
利子補給率	金融機関の融資に対して最大0.7%の利子補給
特定事業	国家戦略特区法施行規則で規定する「付加価値の高い農林水産業、加工食品の効率的な生産、輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発および活用に関する事業」など

制度の詳細については、「内閣府地方創生推進室」のホームページをご参照ください。

(参考URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/risihokyukin.html>)

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

JAバンク新潟県信連

融資部 担当：加賀谷・佐藤 TEL：025-230-2203

経営企画部 担当：桜井 TEL：025-230-2111